神戸市民生協とは

営利を目的としない生活協同組合として昭和30年に設立され、現在は約20万人の方にご加入いただいています。協同互助の精神に基づき、組合員の安全・安心な暮らしを支えています。

お申込み条件

ご加入いただける方は、当組合の組合員の方に限られます。兵庫県内にお住まいか、職場がある方ならどなたでも1口50円以上の出資で組合員になることができます。ただし、組合員の資格の範囲外となったときは、契約は終了し、組合を脱退していただくことになります。

割引施設について

組合員になると、特典として神戸市民生協提携の割引施設がご利用いただけます。ご利用される際、組合員証のご提示で組合員及び同伴者が割引料金となります(割引施設により同伴者数が異なります)。詳しくは当組合までお問い合わせいただくか、ホームページ(https://www.kccs.or.jp/)をご覧ください。

お申込みは中面の 加入申込書 をご利用ください。

便利!

インターネットで加入申込みが完結します!

- ☑ 24時間いつでも非対面でお申込みが可能
- ☑ 面倒な書類の記入・返信が不要

口座振替登録・クレジットカード払登録もWEB上で可能!

交通災害共済

暮らしの安全と安心を見守る青い鳥
神戸市民生協
神戸市民生活協同組合(兵庫県知事認可)
〒650-0032
神戸市中央区伊藤町
111番地
神戸商工中金ビル5階
ハイ キョウサイ
携帯・PHS OK 0120-81-9431
●営業時間 9:00~17:30(土・日曜及び祝日休業)
URL https://www.kccs.or.jp/ MAIL kyosai@kccs.or.jp FAX 078-335-0630

交通災害共済のポイント

ポイント① 日本国内で起きた交通事故による入・通院、死亡を手厚く保障します

※国外の交通事故は保障対象外になります

ポイント② 年齢・性別に関係なく、ご加入いただけます

ご加入年齢の制限や健康告知事項はありません。

ポイント③ 入院、通院とも1日目から保障します

入院1日 3,600円、通院1日 2,400円、死亡保障 300万円。

※一般の方で300万円保障型（3口）の場合

手頃な掛金で安心の保障！

1口あたり

年額掛金 1,000円から

ひと月あたり → 約83円

15歳以下のお子様は

1口あたり

年額掛金 800円から

ひと月あたり → 約67円

こんな方におすすめ

おすすめ① よく乗り物に乗るけど、何かあったらどうしよう…

おすすめ② こどもの登下校中の交通事故が心配

掛金は口座振替か払込用紙でお支払いいただけます

掛金の払込み方法は預貯金口座振替か払込用紙（ゆうちょ銀行・コンビニエンスストア）をお選びいただけます。詳しくは中面をご覧ください。

掛金と保障内容

■ 掛金（年額）

コース名		300万円保障型（3口）	200万円保障型（2口）	100万円保障型（1口）
一　般		3,000円	2,000円	1,000円
15歳以下		2,400円	1,600円	800円
職業運転手	タクシー・ハイヤー	12,000円	8,000円	4,000円
職業運転手	上記以外	4,800円	3,200円	1,600円

■ 保障内容

通　院（1日以上90日まで）ただし事故日から180日以内の通院	1日 2,400円	1日 1,600円	1日 800円
入　院（1日以上180日まで）ただし事故日から180日以内の入院	1日 3,600円	1日 2,400円	1日 1,200円
死　亡	300万円	200万円	100万円
後遺障害	障害の程度に応じて 300万円～9万円	障害の程度に応じて 200万円～6万円	障害の程度に応じて 100万円～3万円

交通災害共済のご加入にあたって

【加入者（被共済者）になれる方】
①契約者ご本人
②契約者と同一世帯に属する人
【共済期間】
共済契約の効力発生日から1年間（共済掛金払込日の翌日午前0時から）

※頚部症候群（むちうち症）または腰・背痛の場合は、医師により科学的に他覚所見があると証明された場合を除き、入院・通院を問わず、事故日から60日の期間内の実治療日数を限度とします。
※共済金のご請求には、警察等の発行する交通事故証明書等の公的証明書が必要です。証明書がない場合、お支払いする額に制限があります。
※給付額が10,000円に満たない場合は、10,000円をお支払いいたします。
※20人以上が同時にまとまって加入される場合は、団体割引があります。

※交通災害共済は、課税所得控除の適用外です。

保障範囲

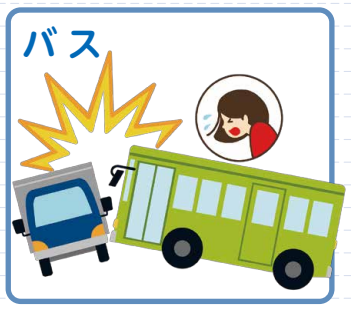

こんなときに役立ちます！

- ●自転車に乗っていて、転倒したケガ
  （自転車はチェーン付きのもの。子供用三輪車は除く）
- ●バイクに乗っていて、車と接触したときのケガ
- ●自動車に乗っていて、自動車と衝突したときのケガ
- ●道路歩行中、走行中の車と接触したときのケガ
- ●道路歩行中、走行中の自転車に当てられたときのケガ

※お支払いの対象とならない例
●契約者の故意または重大な過失、無免許運転中、飲酒運転中の事故
●駅構内、エスカレーター等での事故
●最高速度違反、信号無視等の法令違反があった場合は、減額してお支払いします。

Q&A（よくあるご質問）

Q1.交通災害共済は何歳まで加入できますか

A1.年齢制限はございませんので、何歳でもご加入いただけます。

Q2.交通事故証明書はどこでもらえるのですか

A2.自動車安全運転センター兵庫県事務所か最寄りの派出所に申請用紙がありますので、お手続きください。
※手数料がかかります。

Q3.交通事故証明書がなければどうなるのですか

A3.交通事故証明書がなく、第三者による現認証明書が提出された場合にお支払いする共済金は、1口加入の場合は2万円、2口加入の場合は4万円、3口以上は5万円を限度とします。

Q4.海外での交通事故は保障の対象になりますか

A4.日本国内の交通事故に限るため、対象になりません。

Q5.職業運転手をやめた場合、また職業運転手となった場合は手続きが必要ですか

A5.手続きが必要です。ご契約いただける掛金額が変わりますので必ずご連絡ください。

Q6.自転車で他人にケガをさせてしまいましたが、保障されますか

A6.交通災害共済はご自身が交通事故によりケガをしたときの共済であり、ケガをさせた相手への補償はありません。
なお、神戸市民生協では自転車事故等で相手方への補償を対象にした「個人賠償責任補償」（引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社）を取り扱っております。

おすすめ　自転車事故の備え、あなたは大丈夫ですか？
兵庫県では自転車利用者に**賠償責任保険の加入が義務化！**

個人賠償責任補償

■ ご家族全員が補償対象　■ 高額な賠償にも対応
■ 安心の示談交渉サービス付

詳しくは、お問い合わせいただくかホームページをご覧ください。

交通災害共済［重要事項説明書］申込み・契約にあたってのご案内とご注意

以下の「契約概要」および「注意喚起情報」は共済契約の申込みに際して、特にご注意いただきたい事項を記載したものです。必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承（ご加入者（被共済者）が契約申込人と異なる場合は、必ずご加入者の方全員にもご説明ください）のうえ、お申込みください。また、本書はご契約に関する全ての内容を記載したものではありませんので、契約の内容となる共済事業規約・実施規則の内容を必ずご確認ください。なお、共済事業規約・実施規則は当組合ホームページに掲載しています。ご不明な点につきましては、当組合までお問い合わせください。

契　約　概　要

1.共済契約のしくみ

1-1.制度のしくみ

日本国内で起きた交通事故による加入者（被共済者）の死亡（後遺障害）、傷害入・通院を保障する制度です。共済期間中に共済事由が発生した場合に、次の共済金をお支払いします。

①死亡共済金……　事故の日から180日以内にその傷害がもとで死亡した場合にお支払いします。

②後遺障害共済金…　事故の日から180日以内にその傷害がもとで当組合の定める後遺障害が生じた場合にお支払いします。

③医療共済金……　事故の日から180日以内のその傷害による入・通院の日数に対してお支払いします。ただし、通院は、実通院日数90日分を限度とします。

詳しくは加入案内書やホームページにてご確認ください。

1-2.契約者

契約者になれる方は、当組合の組合員の方に限られます。兵庫県内にお住まいか、職場がある方ならどなたでも1口（50円）以上の出資で組合員になることが出来ます。ただし、契約者が組合員の資格の範囲外となったときは、契約は終了し、組合を脱退していただきます。

1-3.加入者（被共済者）

加入者（被共済者）になれる方は、契約者および契約者と同一の世帯に属する方です。

1-4.共済金のご請求

共済事由が発生した場合は、遅滞なく当組合にその旨をご通知ください。共済金を請求する権利は、これを行使することができるときから3年間行使しない場合は、時効によって消滅します。

1-5.共済金受取人

（1）共済金受取人は被共済者です。ただし、被共済者が未成年の場合は契約者または親権者とします。

（2）被共済者の死亡に際して支払われる共済金（死亡共済金）については、次に掲げる順位で上位の方を死亡共済金受取人とします。

①被共済者の配偶者（内縁関係にある方および同性パートナーを含みます。ただし、被共済者に婚姻または内縁関係にある方および同性パートナーに婚姻の届出をしている配偶者がいる場合を除きます。以下同じ。）

②被共済者と同一世帯に属していた被共済者の子、父母（養父母を上位とします。以下同じ。）、孫、祖父母および兄弟姉妹

③被共済者と生計を一にしていた上記②以外の親族

④上記②に該当しない被共済者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

注）同順位の死亡共済金受取人が2人以上ある場合は、他の同順位者の委任状を添付した代表者1人にのみ、支払うものとします。

2.保障内容

保障内容は、コースにより異なります。コース表および説明事項を必ずご確認いただき、保障内容をご確認・ご了承のうえ、希望されるコースにお申込みください。

3.共済期間および契約更新

共済期間は保障開始日から1年間です。共済契約を更新しようとする契約者は、掛金払込期日（満了日の前日）までに掛金を払い込まなければなりません。

なお、口座振替扱の契約については、契約者から更新しない旨または変更する旨を通知しない場合は、同一内容で申込みがあったものとみなし、当組合がこの申込みを承諾したときはその満了日の翌日（更新日）に契約を更新します。ただし、共済事業規約・実施規則に変更があった場合は、更新日における変更後の内容に変更し、契約を更新します。

当組合が共済契約の更新を不適当と認める場合等、更新できない場合があります。

4.契約金額の最高限度

ご契約いただけるコースは、1口（100万円保障型）～3口（300万円保障型）を保障限度額とします。

注）1人の被共済者が複数のコースに加入される場合は、その合計が3口までとなります。

5.掛金額

共済掛金は年払いで、1口（100万円保障型）あたり次のとおりです。

①一般の人1,000円　②15才以下800円

③職業運転手（タクシー・ハイヤー）4,000円　④職業運転手（③以外）1,600円

2口以上の契約については、上記金額にその口数を乗じてください。

6.共済掛金の払込み

掛金の払込みは、現金払込、ゆうちょ銀行またはコンビニエンスストアからの払込み、口座振替のいずれかになります。口座振替の場合は、組合の指定日（金融機関が休業の場合は翌営業日）に指定の預貯金口座から、掛金をお払込みいただきます。

7.解約返戻金

共済契約を解約した場合は、その解約の日が共済契約の効力発効の日から6ヶ月以内の場合に限り、共済掛金の1/2の額を契約者に払い戻します。

注　意　喚　起　情　報

1.クーリング・オフの制度

初回申込時に限り、共済契約の申込みを撤回することができます。申込みを撤回したい場合は、初回掛金払込予定日以後10日以内に、組合へ書面によりお申し出ください。

2.加入申込書の記載（告知義務）

加入申込書には正確な事実を告知ください。事実でないことを告知された場合は、契約が解除され、共済金が支払われませんのでご注意ください。

3.共済契約の責任開始期

初回申込みにおいては、組合が契約を承諾した場合、初回掛金相当額を受け取った日の翌日の午前0時から保障は開始されます。

4.共済金をお支払いできない場合

（1）共済契約が無効の場合、解除された場合または消滅した場合

（2）故意または重大な過失による事故の場合（闘争・犯罪行為を含みます。）

※自殺行為、自傷行為、専用軌道敷地内への立ち入り、しゃ断機または警報機が作動中の踏切内への立ち入りなどによる事故が該当します。

（3）飲酒運転中または無免許運転中の事故の場合（その事実を知りうる同乗中の加入者を含みます。）

（4）麻薬、覚醒剤、シンナーおよび毒物・劇物などの摂取・吸入により正常な運転が不可能なおそれがある状態で運転中の事故の場合

（5）競技、訓練その他通常の車両の運行以外の目的で運転中の事故の場合（暴走行為を含みます。）

（6）戦争その他事変または天災による事故の場合

（7）正当な理由なく、調査や調査に必要な書類の提出や報告を拒んだり妨げた場合

（8）医療共済金（入院・通院共済金）は、異なる交通事故を直接の原因とする場合であっても重複してはお支払いしません。

5.共済金が減額される場合

（1）他人を死亡させた事故で、かつ被共済者に法令違反があった場合

（2）最高速度違反、信号無視その他これらに準ずる程度の法令違反による事故の場合

6.共済金が制限される場合

（1）頚部症候群（むちうち症）または腰・背痛については、医師により科学的に他覚所見があると証明された場合を除き、入院・通院を問わず、事故の日から60日の期間内の実治療日数を限度とします。

（2）被共済者が、自動車安全運転センターの発行する交通事故証明書等の公的な証明書がなく、第三者の現認証明書の場合、お支払いする共済金は、ご加入1口の場合は2万円、2口の場合は4万円、3口の場合は5万円を限度にお支払いします。

7.契約の無効・取消・解除・消滅

（1）契約が無効となる場合

①契約者が保障開始日または更新日において契約者の資格の範囲外であったとき
または加入者（被共済者）が加入者（被共済者）の資格の範囲外であったとき

②加入者（被共済者）が保障開始日の前にすでに死亡していたとき

③加入者（被共済者）が契約金額の最高限度額を超えて加入したときはその超過分

契約が無効の場合、共済金はお支払いできません。また、すでに共済金を支払っていた場合は返還していただきます。

（2）契約が取消となる場合

契約の締結に際して契約者、加入者（被共済者）が詐欺または強迫の行為をしたときは共済契約を取り消します。この場合、すでに払い込まれた共済掛金は返還しません。

（3）契約が解除となる場合

①告知義務違反による解除

契約締結の当時、故意または重大な過失により、共済契約の申込時にこの組合が質問した告知事項について、この組合に知っている事実を告げずまたは不実のことを告げた場合

②危険増加による解除

加入者（被共済者）が次の職業に就き、危険の増加が生じた事実について、契約者が故意または過失によって遅滞なく通知しなかった場合

(ｱ) タクシー(ハイヤー)またはそれ以外の運転を業とする運転手

(ｲ) タクシー(ハイヤー)以外の運転を業とする運転手がタクシー(ハイヤー)の運転手になられた場合

③重大事由による解除

(ｱ) 共済契約者もしくは被共済者の故意または重大な過失により事故が発生した場合

(ｲ) 被共済者の無免許運転中または飲酒運転中に事故が発生した場合（それを知り得る同乗中の被共済者も含みます。）

(ｳ) 共済金請求者が共済金支払請求書類に故意に事実と相違することを記載したり、それらの書類を偽造、変造した場合

(ｴ) 正当な理由がないのに、事故の調査を拒んだり、妨げた場合

(ｵ) 共済金受取人が、共済契約に基づく共済金の支払請求について詐欺を行い、または行おうとした場合

(ｶ) 契約者、被共済者または共済金受取人が、暴力団、暴力団員（暴力団でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められる場合

(ｷ) 契約者、被共済者または共済金受取人が、反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる場合

(ｸ) 契約者、被共済者または共済金受取人が、反社会的勢力を不当に利用していると認められる場合

(ｹ) 契約者、被共済者または共済金受取人が、その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合

(ｺ) 上記（ｱ）～（ｹ）に掲げるものの他、この組合の共済契約者または共済金受取人に対する信頼を損ない、当該共済契約の存続を困難とする重大な事実が生じた場合

契約が解除の場合、共済金はお支払いできません。また、すでに共済金を支払っていた場合は返還していただきます。

（4）契約が消滅となる場合

①加入者(被共済者)の交通事故によらない死亡

②「4. 共済金をお支払いできない場合（1）～（6）」に掲げる事由を原因とする死亡

③残存共済金が、契約当時の共済金額の5分の1未満になったとき

8.掛金払込猶予期間と契約の失効

共済契約を更新する場合は、共済契約満了日の前日までに掛金を払い込まなければ、契約は終了（失効）します。口座振替の場合は、掛金払込期日から2ヶ月以内（払込猶予期間）に払い込まれなければ、契約は失効します。契約が失効した場合、契約満了日の翌日以後に発生した事故は保障されません。また、口座振替の場合で、申込日から3ヶ月以内に初回掛金相当額が払い込まれない場合は、その申込みは取り消されたものとして取り扱います。

9.共済契約の解約と解約返戻金

契約者は契約を将来に向かって解約請求書により解約できます。共済契約を解約した場合は、その解約の日が共済契約の効力発効の日から6ヶ月以内の場合に限り、共済掛金の1/2の額を契約者に払い戻します。

10.その他

この組合は、共済掛金その他の契約内容について、社会情勢・経済情勢の変化や共済金・給付金の支払状況等によって、共済契約の更新時に見直す場合があります。また、当組合は、変更する必要性がある場合、当該共済事業規約・実施規則を変更することにより、共済契約者と合意があったものとみなし、個別の合意をすることなく変更することができます。なお、この場合は、変更後の共済事業規約・実施規則およびその発効時期をこの組合のホームページへ掲載する等の方法により周知します。

※ご加入後、ご契約の際に告知いただいた内容に次のような変更が生じた場合は、必ずご連絡ください。
ご連絡がない場合は契約が解除され、共済金をお支払いできない場合があります。

（1）契約者や加入者（被共済者）の氏名、住所、電話番号、職種等登録内容の変更

（2）身体の傷害を担保する他の共済契約や保険契約を同一加入者につき締結するとき、またこれらの契約があることを知ったとき

（3）加入者（被共済者）が次の職業に就いたとき、または辞めたとき

① タクシー(ハイヤー)の運転を業とする運転手

② 上記①以外の運転を業とする運転手

※過去の契約歴ならびに共済金請求歴などにより契約をお引き受けできない場合があります。

※申込み後、「手続き完了のご案内」と一緒にお送りする「ご契約のしおり」は共済事業規約・実施規則の内容を要約して記載していますので、ご一読のうえ契約証書とともに保管してください。

※保障内容等に変更が生じる場合は、組合のホームページでご案内いたします。

1.個人情報の取扱いについて

お客様からお預かりする個人情報については、当組合の行う共済事業・保険代理事業、サービスの案内等に利用します。その他の目的に利用することはありません。

2.特定個人情報等の取扱いについて

特定個人情報等は、マイナンバー法により利用目的が限定されており、当組合は、その目的を超えて取得、利用しません。また、マイナンバー法で認められている場合を除き、特定個人情報等を第三者に提供しません。

上記1、2の個人情報保護基本方針及び特定個人情報等取扱基本方針に関する詳細については、当組合ホームページ(https://www.kccs.or.jp/)に掲載しております。

2024年4月作成

神戸市民生協
神戸市民生活協同組合（兵庫県知事認可）
〒650-0032
神戸市中央区伊藤町111番地
神戸商工中金ビル5階
営業時間
9:00～17:30（土・日曜及び祝日休業）
携帯・PHS OK 0120-81-9431（ハイ キョウ サイ）
FAX 078-335-0630
インターネットからでもお申込みできます。神戸市民生協 検索